

(傍線部分は改正部分)

改 正 案 現 行

## 目次

第一章～第六章 （略）

第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の三）

第八章 就労自立給付金（第五十五条の四・第五十五条の五）

第九章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）

第十章～第十一章 （略）

附則

（介護扶助）

第十五条の二 （略）

2～5 （略）

6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を當むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス、及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようとするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センターの職員のうち同法第八条の二第十八条項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

（介護扶助）

第十五条の二 （略）

2～5 （略）

6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を當むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス、及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようとするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第二項において「地域包括支援センター」という。）の職員のうち同法第八条の二第十八条項の厚生労働省令で定める者が作成したものをいう。

## 目次

第一章～第六章 （略）

第七章 医療機関、介護機関及び助産機関（第四十九条～第五十一条の二）

第八章 被保護者の権利及び義務（第五十六条～第六十三条）

第十章～第十一章 （略）

附則

（介護扶助）

第十五条の二 （略）

2～5 （略）

6 第一項第五号に規定する介護予防支援計画とは、居宅において生活を営む要支援者が介護予防その他身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を當むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に資する保健医療サービス、及び福祉サービス（以下この項において「介護予防等」という。）の適切な利用等をすることができるようとするための当該要支援者が利用する介護予防等の種類、内容等を定める計画であつて、介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する地域包括支援センター（第三十四条の二第二項及び第五十四条の二第二項において「地域包括支援センター」という。）の職員のうち同法第八条の二第十八条項の厚生労働省令で定める者が作成したものとする。

（実施機関）

第十九条 （略）

3～2 （略）

第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれら施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護（第十五条の二第四項に規定する施設介護をいう。以下同じ。）に限る。）を介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に委託して行う場合には、当該入所又は委託の継続中、そに委託して行う場合には、当該入所又は委託の継続中、その者に対する保護を行なうべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

（実施機関）

第十九条 （略）

3～2 （略）

第三十条第一項ただし書の規定により被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれら施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託した場合又は第三十四条の二第二項の規定により被保護者に対する介護扶助（施設介護に限る。）を介護老人福祉施設（介護保険法第八条第二十六項に規定する介護老人福祉施設をいう。以下同じ。）に委託して行う場合には、当該入所又は委託の継続中、そに委託して行う場合には、当該入所又は委託の継続中、その者に対する保護を行なうべき者は、その者に係る入所又は委託前の居住地又は現在地によつて定めるものとする。

4～6 （略）

4～6 （略）

7 町村長は、保護の実施機関又は福祉事務所の長（以下「福祉事務所長」という。）が行う保護事務の執行を適切ならしめるため、次に掲げる事項を行なるものとする。

- 一 要保護者を発見し、又は被保護者の生計その他の状況の変動を発見した場合において、速やかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を通報すること。
- 二 第二十四条第十項の規定により保護の開始又は変更の申請を受け取った場合において、これを保護の実施機関に送付すること。

三・四 （略）

(申請による保護の開始及び変更)

第二十四条 保護の開始の申請は、第七条に規定する者が、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 申請者が要保護者と異なるときは、申請者の氏名及び住所又は居所

は逐所並びに要保護者との關係

- 三 保護を受けようとする理由  
四 要保護者の資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。）

- 五 その他の要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項、前項の申請書には、要保護者の保護の要否、種類、程度及び方法を決定するために必要な書類として厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

（略）

- 前項の書面には、決定の理由を付さなければならぬ。  
第三項の通知は、申請のあつた日から十四日以内にしなければならない。ただし、扶養義務者の資産及び収入の状況の調査に日時を要する場合その他特別な理由がある場合には、これを三十日まで延ばすことができる。

（新設）

- 保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

- 7 保険の申請をしてから三十日以内に第三項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。  
8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知する)ことが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

- 9 第一項から第七項までの規定は、第七条に規定する者からの保護の実施機関は、前項ただし書の規定により同項本文に規定する期間内に第三項の通知をしなかつたときは、同項の書面にその理由を明示しなければならない。

（新設）

- 保険の申請をしてから三十日以内に第一項の通知がないときは、申請者は、保護の実施機関が申請を却下したものとみなすことができる。

（新設）

- 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としない場合に準用する。

（新設）

- 10 保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる。町村長は、申請を受け取ったときは、五日以内に、その申請に、要保護者に対する扶養義務者の有無、資産及び収入の状況の決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

- 3 （略）  
（職権による保護の開始及び変更）  
第一十五条（略）  
2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第四項の規定は、この場合に準用する。

（職権による保護の開始及び変更）

（保護の停止及び廃止）

- 第二十六条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなかつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。第二十八条第二項又は第六十二条第三項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

（報告、調査及び検診）

- 第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条（第三項を除く。次項及び次条第一項において同じ。）の規定の施行のため必要があると認めるときは、要保護者の資産及び収入の状況、健康状態その他の事項を調査するため、厚生労働省令で定めるところにより、当該要保護者に対して、報告を求め、若しくは当該職員に、当該要保護者の居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者

- 第二十八条 保護の実施機関は、保護の決定又は実施のため必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するため、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のため必要があると認めるときは、

、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類の内容を調査す

るために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養

義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更

の申請の当該要保護者若しくはこれらの者であつた者に対しても、

報告を求めることができる。

3 第一項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 (略)

保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(資料の提供等)

第一十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第七十七条若しくは第七十八条の規定の施行のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、(官公署、日本年金機構若しくは国民年金法(昭和三十四年法律第百四十一号)第三条第二項に規定する共済組合等(次項において「共済組合等」という。)に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における

二 保険の決定及び実施の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けた期間における事項に限る。)

二 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項(被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けたものとされる。)

別表第一の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

第三十一条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下同じ。)、介護老人福祉施設又は介護老人保健施設(同条第二十七項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)であつて第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの(同条第二項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適當でないときその他の保護の目的を達するために必要があるときは、同項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適當でないときその他の保護の目的を達するためには、同項の規定にかかるわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の長又は

、当該介護老人保健施設の管理者に對して交付することができる。

5 (略)

(新設)

2 前項の規定によつて立入調査を行う当該職員は、厚生労働省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

(略)

保護の実施機関は、要保護者が第一項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。

(調査の嘱託及び報告の請求)

第二十九条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(略)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 (略)

4 地域密着型介護老人福祉施設(介護保険法第八条第二十一項に規定する地域密着型介護老人福祉施設を含む。)において施設介護を受ける被保護者に対して生活扶助を行う場合の保護金品を前項に規定する者に交付することが適當でないときその他の保護の目的を達するためには、同項の規定にかかるわらず、当該地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設の長又は

、当該介護老人保健施設の管理者に對して交付することができる。

(医療扶助の方法)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する医療の給付のうち、医療を担当する医師又は薬

科医師が医学的知見に基づき後発医薬品（薬事法（昭和三十五年法律第二百四十五号）第十四条又は第十九条の二の規定による製造販売の承認を受けた医薬品のうち、同法第十四条の四第一項各号に掲げる医薬品と有効成分、分量、用法、用量、効能及び効果が同一性を有すると認められたものであつて厚生労働省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を使用することができる。

4 第二項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条第一項の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

5 急迫した事情その他やむを得ない事情がある場合においては、被保護者は、第二項及び前項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

6 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護（第十五条の二第二項に規定する居宅介護をいう。以下同じ。）、福祉用具の給付、同条第三項に規定する居宅介護支援計画）をいう。第五十四条の二（第一項及び別表第二において同じ。）を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人保健施設、その事業として介護予防を行なう者及び地域密着型介護老人保健施設、その事業として介護予防を行なう者及び地域密着型介護老人保健施設、その事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定福祉用具の給付、同法第八条の二第一項及び別表第二において「特定介護予防福

祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定介護予防福

祉用具販売事業者」という。）をい。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同

条第一項本文の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、介護扶助について準用する。

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行なう者及びその事業として居宅介護支

援計画を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、その事業として介護予防を行なう者及び地域密着型介護老人保健施設、その事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福

祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定介護予防福

祉用具販売事業者」という。）をい。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

(出産扶助の方法)

第三十五条 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条第一項の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

(医療扶助の方法)

第三十四条 (略)

2 (略)

3 前項に規定する医療の給付のうち、あん摩マッサージ指圧師（はり師、きゅう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百七十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）の規定によりあん摩マッサージ指圧師又は柔道整復師（以下「施術者」とい。）が行うことのできる範囲の施術については、第五十五条の規定により準用される第四十九条の規定により指定を受けた施術者に委託してその給付を行うことを妨げない。

4 急迫した事情がある場合においては、被保護者は、前二項の規定にかかわらず、指定を受けない医療機関について医療の給付を受け、又は指定を受けない施術者について施術の給付を受けることができる。

5 (略)

(介護扶助の方法)

第三十四条の二 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、居宅介護、福祉用具の給付、施設介護、介護予防及び介護予防福祉用具の給付は、介護機関（その事業として居宅介護を行なう者及びその事業として居宅介護支

援計画を作成する者、その事業として介護保険法第八条第十三項に規定する特定福祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定福祉用具販売事業者」という。）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、その事業として介護予防を行なう者及び地域密着型介護老人保健施設、その事業として同法第八条の二第十三項に規定する特定介護予防福

祉用具販売を行う者（第五十四条の二第一項において「特定介護予防福

祉用具販売事業者」という。）をい。以下同じ。）であつて、第五十四条の二第一項の規定により指定を受けたもの（同条第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされたものを含む。）にこれを委託して行うものとする。

3 前条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

(出産扶助の方法)

第三十五条 (略)

2 前項に規定する現物給付のうち、助産の給付は、第五十五条の規定により準用される第四十九条の規定により指定を受けた助産師に委託して行うものとする。

3 第三十四条第五項及び第六項の規定は、出産扶助について準用する。

(保護の方法の特例)

(保護の方法の特例)

勧省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2 前項の規定により就労自立給付金を支給する者（以下「支給機関」という。）は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3 支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを行なう。

#### （報告）

第五十五条の五 支給機関は、就労自立給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の趣旨のため必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

#### 第九章 被保護者の権利及び義務

第五十五条の五 保険機関は、就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

#### （譲渡禁止）

第五十九条 保護又は就労自立給付金の支給を受ける権利は、譲り渡すことができない。

#### （生活上の責務）

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

#### 第十章 不服申立て

#### （新設）

第五十九条 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

#### （譲渡禁止）

第六十条 被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、支出の節約を図り、その他生活の維持・向上に努めなければならない。

#### （生活上の義務）

第五十九条 被保護者は、保護を受ける権利を譲り渡すことができない。

#### （第九章 不服申立て）

#### （審査庁）

第六十四条 第十九条第四項の規定により市町村長が保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する处分並びに第五十五条の四第二項の規定による市町村長が就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部をその管理に属する行政庁に委任した場合における当該事務に関する処分についての審査請求は、都道府県知事に対してもするものとする。

#### （裁決をすべき期間）

第六十五条 厚生労働大臣又は都道府県知事は、保護の決定及び実施に関する処分又は就労自立給付金の支給に関する処分についての審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 （略）

#### （再審査請求）

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 （略）

#### （再審査請求）

第六十六条 市町村長がした保護の決定及び実施に関する処分又は市町村長の管理に属する行政庁が第十九条第四項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求があつたときは、五十日以内に、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

2 （略）

#### （再審査請求）

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

2 （略）

#### （審査請求と訴訟との関係）

第六十九条 この法律の規定に基づき保護の実施機関がした処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

県又は市町村の長は、その費用の全部又は一部を、その者から徴収することができる。

2 | 働りその他不正の行為によりて医療、介護又は助産若しくは施術の給付に要する費用の支払を受けた指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関があるときは、当該費用を支弁した都道府県又は市町村の長は、その支弁した額のうち返還させるべき額をその指定医療機関、指定介護機関又は指定助産機関若しくは指定施術機関から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

3 | 働りその他不正な手段により就労自立給付金の支給を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、就労自立給付金費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。

4 | 前二項の規定による徴収金は、この法律に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することができる。

（新設）

第七十八条の二 保護の実施機関は、被保護者が、保護金品（金銭給付によつて行うものに限る。）の交付を受ける前に、厚生労働省令で定めるところによつて、当該保護金品の一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都道府県又は市町村の長が徴収することができる。徴収金の納入に充てる旨を申し出た場合において、保護の実施機関が当該被保護者の生活の維持に支障がないと認めたりときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該被保護者に對して保護金品を交付する際に当該申出に係る徴収金を徴収することができる。

（新設）

支給機関は、被保護者が、就労自立給付金の支給を受ける前に、厚生労働省令で定めるところにより、当該就労自立給付金の額の全部又は一部を、前条第一項の規定により保護費を支弁した都に係る部分に限る。）の支給があつたものとみなす。

## 第十一章 雜則

### （厚生労働大臣への通知）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第一

### （保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第一

### （新設）

## 第十一章 雜則

### （保護の実施機関についての特例）

第八十四条の三 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第二項の規定により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項に規定する障害者支援施設（以下この条において「障害者支援施設」という。）に入所している者、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十六条第一項第二号の規定により障害者支援施設若しくは独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第二百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設（以下この条において「のぞみの園」という。）に入所している者、老人福祉法（昭和三十八年法律第一